

新型コロナウイルス感染拡大を防止するための長崎大学の取組について

令和2年6月26日

新型コロナウイルス感染症の拡大で4月16日に全都道府県に対して政府が発令した緊急事態宣言が、5月25日に解除されましたが、長崎大学は、学生と教職員を守り、社会全体を守るために、引き続き新型コロナウイルスへの感染拡大を防ぐための様々な取組を行っています。主な取組を以下に示します。

(1) 大学キャンパスがクラスター発生源となることを防止するための取組

- (a) 以下の者を対象として出勤・登校を制限しています。
 - ・ 罹患者、罹患者と濃厚接触した等により感染症を拡大する恐れがある者
 - ・ 発熱等の風邪の症状がある者
 - ・ 海外から帰国・入国して14日間を経過していない者
- (b) 海外からの留学生の新規受入を取り止めています。
- (c) 講義科目及び演習科目は第2クォーター終了までオンラインで授業を行います。一部の授業科目については、7月1日より条件を満たした上で対面での授業及び定期試験を実施可能としています。大学院の研究については、条件を満たした上で実施が可能です。学部専門教育の実験、実習、卒業研究（ゼミ演習）については、第2クォーターから条件を満たした上で実施しています。条件を満たすことができない場合は、オンライン授業で実施します。
詳細については、「学生・保護者の皆様へ」で確認してください。
- (d) 学生及び教職員に、感染拡大防止のための行動制限を要請しています。
- (e) 課外活動とボランティア活動は、活動方法や参加者、活動地域等に制限を設けています。
- (f) イベント等を含む集団での大学施設の利用は、学内関係者に限り、条件付きで使用を許可しています。
- (g) 会食等については、3密回避に徹し、会食前後の手洗いや手指消毒を必ず行うとともに、感染防止対策を講じた場所を利用する等の制限を設けています。
- (h) 附属図書館の利用者、開館時間を制限しています。（学内利用者は一部閲覧席の利用可）
- (i) 大学生協では営業時間の一部短縮を実施しています。営業中には、感染症対策を講じています。

(2) 大学構成員の感染防止のための取組

- (a) 海外への出張，研修を原則禁止しています。また，新規感染者が発生している自治体への出張，研修も制限しています。
- (b) 留学生の派遣を取り止めています。
- (c) 海外からの訪問者は，原則，受け入れを禁止しています。
- (d) 学生，教職員を守るため，キャンパス内のトイレの衛生物品等の整備を強化しています。

(3) 感染の早期発見のための取組

- (a) 感染リスクの高い大学構成員に，検温等による体調チェック結果を報告させています。
- (b) 構成員全員に，風邪の症状の有無や検温等での体調管理をお願いしています。
- (c) ウイルスへの罹患が疑われる症状がある者に対しては，本学の専門家にも情報を提供し，必要に応じて PCR 検査を独自に実施する等，感染者の早期発見に努めています。

長崎大学では，今後も感染状況を注視し，状況に応じた対策を講じて参ります。